

第七回 参議院 人事委員会 會議録第十八号

昭和二十五年四月二十五日(火曜日)
午前十一時十五分開会

委員の異動

四月二十二日委員水橋藤作君辞任につき、その補欠として千葉信君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

- 請願及び陳情の取扱に関する件
- 国家公務員の職階制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中井光次君) それでは只今から委員会を開会いたします。請願、陳情の取扱について御協議を願います。速記を止めて下さい。

午前十一時十六分速記中止

午後零時十一分速記開始

○委員長(中井光次君) 速記を始めて下さい。

只今御協議をいたした請願、陳情につきましては、整理をして御報告を申し上げます。

午前中はこれで休憩いたしましたして、午後一時から再開いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(中井光次君) それでは只今から委員会を再開いたします。国家公務員の職階制に関する法律案、この質問を続行いたします。

○千葉信君 その質問に入りますます前に、午前中の委員会における政府案に

関しての質疑応答の中にありました、これと同様の事項について確認するために、いまだ一度御質問申上げたいと思ひます。人事院規則八—七、二十四年五月三十一日附の規則によりますると、非常勤職員の任用というこの任用ですが、この任用の中に国会議員の秘書の諸君は一般職に編入されることになつておりますが、これについて改めて確認したいと思ひますが、そうでございますか。

○政府委員(岡部史郎君) 只今のお尋ねの件でございますが、国会の議員の秘書は国会議員の一種といたしまして、一般職に属する職員という取扱を人事院ではいたしております。

○千葉信君 今まではその点が明瞭を欠いておりましたので問題があつたのでございますが、重ねて御質問申上げたことは、一般職の中に入つておるといふことになりまして、これらの諸君の政治行為の問題が直ちに關連して来るわけですが、昨年九月十九日附の人事院規則によりますと、一般職に属するといふことになれば、政治的行為の問題が直ちに關連して来ると思ひますが、これに対しては人事院ではどういふふうな政治的行為についてお考えになつておりますか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(岡部史郎君) 一般職の職員の政治的行為につきましては、規則十四—七の適用があるわけでありまして、十四—七の適用のないものにつきましては、この規則の第一項にお

きまして、特に例外を定めておるわけでございます。その例外に属します以外のもは、すべてこの規則の適用を受けておるわけでありまして、只今のお尋ねの議員秘書の政治的行為に關しましては、議員秘書も一般的にはこの規則の適用を受けるものと解すべきものと思つております。但し若しも議員秘書がこの第一項の但書に該当するものとしたしまして、即ち顧問、参事、委員、その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員であるといひましたして、人事院の指定を受けまするならば、その限りにおきまして政治的行為の適用を排除するということが考えられるわけでありまして、現在におきましては人事院といたしましては、議員の秘書はこの条項によりまして指定はいたしておりません。従いまして現在のところは全面的にこの規則の適用を受けるものと解釈するのが正しいと思ひます。併しながら議員秘書の職務内容の特殊性に基きまして、この規則の七項に規定してありますところの、即ち本来の職務を遂行するため当然行ふべき行為に該當いたします範囲におきましては、議員秘書の表

面上政治的行為と見られるものに関しまして、この規則の制限を受けないといふように解してよろしいと思ひます。

○千葉信君 この問題に關連いたしたもので、ほんの少しばかり、もう少し御質問申上げたいと思ひます。御承知よのうに本年の四月一日から実施され

ております一般職の職員の給与に關する法律、この法律に対しては人事院の権限として第二条第七項によりますと、「この法律の完全な実施を確保し、その責に任ずること」等、はつきり規定せられておりますが、この法律の第一条によりますと、「この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員に關し、その人事及び給与に關する方針の統一を図る。」といううことになつて参りますと、只今の政治的行為の問題を別にしたしまして、給与の問題が一般職であるかどうかといふことに關連して来るわけでございますが、この一般職の職員の給与に關する法律の点からいいますと、当然議員の秘書も一般職に關するこの法律の適用を受ける筈にあると考えるを得ないのでございまして、事實は国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律によつて同法第十条の「各議員の議長、副議長及び議員の秘書は、給料として月額九千円を受ける。」といううことになつておりますと、一般職の職員に關する給与の法律と抵触する点が出て来るのでございまして、人事院はこの点についてどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(岡部史郎君) 只今千葉さんの御質問にお答え申上げますが、この新給与実施法及びそれを引継ぎましたこの度の一般職の職員の給与に關する法律は、原則といたしましては一般職に属する職員の給与体系を定めたものであります。その体系が必ずしも一本化してありませんで、或いは非常勤の職員につきましては従前の例によるというふうなやり方も採つております。又この法律は一般職に属するすべての職員の俸給を包含したものでないものでありまして、法律の他に別段の定めをしてあります場合におきましてはそれによつておるにござい

ます。現に檢察官に關する法律といううなものは、別に檢察官の俸給に關する法律で定めることになつております。それと同じように議員秘書に關して規定しておるわけでありまして、そのようなことはこの法律第一条、新給与法におきましてその通りでありましたが、第一条に「この法律は、別に法律で定めるものを除き」と謳つてあります通り、そのような法律で以て特別の給与体系を作つておるといふことを認めておりますので、それがいい悪いは別問題といたしまして、又理想的な形といたしましてはすべてこの法律或いは將來できます給与準則に包含するものが正しい考え方と思ひますが、現在のところはそれと法律で別に体系を作つておるといふような建前になつております。御了承頂きたいと思ひます。

○千葉信君 この問題は更に国会議員の秘書に對して、これを非常勤の職員と認めるという根拠について、その根拠は私は聊か他の場合の職員の勤務時間というものと違つた解釈をする必要

があるのではないか。御承知のように議員の秘書は常に議員の活動に補助的な役割を務めておるのであります。議員の活動といえども国会の中だけにおける活動とは限りません。そういう点からいいますと、成程登院する時間については非常勤の形でありましても、実際に秘書の仕事をしなくてはならないのは決して極限された時間ではなくして、或いは又国会に登院した時間内だけに限られておるのではないというように考えられるのですが、その議員の秘書に対して非常勤というふうにお考えになりました人事院の御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(岡部史郎君) お答え申し上げます。或る職が非常勤であるか、非常勤であるかということにつきましては、いろいろ定め方があるかと思うのであります。その官職を設けたいとする根拠法規におきまして、これを常勤とする、非常勤とするとはつきりいたします場合においては一番明瞭でありまして、最近の立法例におきましては、その方向を採つておることは、これは御承知の通りであります。その外に法律、その他の根拠法規で明瞭にならない場合におきましては、主として実態についてこれを定めるといふことになるわけでありまして、その一番いいもの……定めるわけでありまして、それにつきまして、一つの有力な根拠になりますのは、定員法の定員の中に入っている職員、これは常勤と見なければならぬわけでありまして、それから新給与実施法の二十九条の規定の適用を受けているような官職、これは又非常勤ということはおのずから明瞭であると思うのであります。それから又第三

の判断の標準といたしましては、勤務時間に関する規定即ち現在の四十四時間の勤務時間の適用を受けているか、受けていないかというふうなことも、一つの判断の標準になるわけでありまして、これらの点を参酌いたしまして、その実態につきましては只今千葉さんのお述べの通りの実態であるということとは、これはよく異存がないところであります。その実態に基きましてこれを非常勤の職員と認めている次第であります。

○千葉信君 この問題につきましては、又改めて後にいたしたいと思います。次に職務法に関する御質問でございますが、職務法が一番問題になりますことは、職務法ではつきりと定められた職務そのものに對して、俸給準則がどのような形で作られておるか、そしてその俸給準則がどういう新給与に對して当嵌められて行くかというところに大きな問題があるかと思うのであります。現在人事院におきましては、給与準則に對する作業がどの程度に進んでいるかということ、それから現在進んでいる段階の給与準則における人事院の考え方というものは、どういうところから来ているか、その点についてできるだけ詳しく御報告を承わりたいと思います。

職務とが絡み合つたものであります。それから給与に關するものを取り除けたのが、今度の職務法であるのであります。今度給与準則ができて、そうしてそれが職務法と絡み合つて働く場合には、どんな恰好であるかということとは、二十九条の第四項或いは五項のところにあります計画なんぞでございます。その計画というのは、即ち新給与実施に關する法律第四十六号がその標準となつておるわけでありまして、それから、大体あれに似寄つたもの、あるいは恰好のものというものを御了承願えれば結構だと思ひます。

○千葉信君 給与準則というものが、今施行されておる一般職の職員に關する、職員の給与に關する法律というもののから、更に一步進んだ具體的なものになるというふうには私共考へておるわけでありまして、又現在の法律というのは、飽くまでもこれは暫定的なものであることに国家公務員法の二十九条でも明らかにしておるわけでありまして、そこで私共考へられますことは、先程の午前中における委員会におきましての人事官の御答弁から考へて、給与体系をできるだけ理想的なものに持つて行きたいという御意見のようになり承りましたし、更に又、そういう御意見を裏付けておるのは、これは給与の正しい労働に對する反対給付という立場から行けば、能率給という形に進んで行くものと私は了解しておるわけですが、今人事院で考へられておる給与準則に對する給与の体系としての考へ方が、いきなり能率給という形において立案せられる虞れがあるのではないかと今ふに考へておりますが、その点については如何なものでありましようか。

○政府委員(山下興家君) 給与の目的、将来の在り方ということにつきましては、無論能率給であるべきだと思ひます。ただ現在のところ、御承知のように、給与が非常に少いのでございまして、食うか、どうかという点にあるのでありますから、普通の能率給で行くわけに行かない。それで地域給とか、扶養手当とかいふものが給与との關係の立場から考へますと誠に拙いわけでありまして、これを取除けるといふことは今のところ不可能であります。それですら、給与準則ができて上りましても、やはり地域給もあるし、それから扶養手当もあるわけでありまして、ただ、物価がえらい将来下つて来まして、そうしてずつと余裕ができて来る、増田官房長官がよく言つておられますように、昭和の、あれは何年頃でしたか、五年から九年ですか、五年から九年ぐらいな程度を目標とされておるようでありまして、そのころは分りませんが、相當な余裕ができましたときには、初めて地域給も止めるし、それから扶養手当も止める。そこで初めてメリット・システムということができ上がるわけであらうと思ひます。

○千葉信君 そういたしますと、人事院で今考へておられる給与準則というのは、一応現在の賃金ベースをそのまゝ形において取入れながら、給与準則を考へて作つて行くというふうには、私共了解して差支ございませんか。

○政府委員(山下興家君) 大体のところ、私はそう思つております。但し、地域給は御承知のように、今度はどうしても三割から二割に減ります。減るというところは、前に申し上げましたように、輸送費や何か特に減つて来るし、都と田舎との物価の差が少くなつて来ますから、それから言つと二割になるわけですから、その点から言ひますと、どうしても給与のベースが変るときに同時に実行しなければ、地域給は実行不可能になつておるのであります。併し給与準則は、別にそれとは關係なく行けますから、この次の国会が何かに給与準則が出来ますれば、給与準則でそのときは又動かして行ける。但し本當に動かせるようになるのは、給与準則と職務法とが絡み合つてうまく動くときでないと行けないから、まだずつと先きのことだらうと思ひます。つまり現在の給与ベースというものを改正して行くには、どうしてもこれは止めることはできない。経済が安定して行くまでは止めることができないように思ひます。

○千葉信君 今人事院から出されておりますこの職務制は、職務制全体としてかあるべきだといふ、私共の考へておる職務制であるとか、そういうものを切離した職務に關する計画書が職務制として出されておりますが、こういう点について私共が不満に思つておる言ひが、更に只今の人事官の答弁から言ひますと、今後提案されることがあるべき給与準則に對しても同様に、人事院としては給与準則なり給与表といふものを、俸給表といふものを切離して、一応原則的に給与準則を定めてあと、俸給表といふものは、又職務法におけるところの職務明細書であるとか、職級明細書と同様に、切離した形において、国会に提案される虞れがあるような御答弁だと思ひますが、そうでございますか。

○政府委員(山下興家君) そのことろをはつきりと御了解頂きたいのでありますが、職階に対する基準というものは、これは職務の責任と、それからむずかしさ、そういうものしかないものであります。それによつてでき上つて、ずつと並べて見たので、その段階の或るところで切つていつたものが即ち職級であり、その一つずつを定義付けたものが職級明細書である。職級明細書というものは、でき上つて後に決まるものであつて、最初から決まつておるものでないものであります。若しもそういうものが最初から決まつて、基準が決まつておるなら当然ここに書くべきであります。書かないのはそういうわけでありまして、ところが給与準則の方になりますとそうでないものであります。例えば今のようない十五級、或いはそれから十八級であるか何か知れませんが、とにかく或る一つの給与の段階が、一応或る一つについて定義が付けられます。その定義に合はして官職を持つて行くわけでありまして、それで基準というものは初めから決まつて行く。丁度それは、今の給与に關する、あの法律四十六号の中で、十五級の定義付が、あれがあの法律の中には書いてなくて、通牒で行つてゐるわけでございますけれども、その通牒もそういうものがある、少し細かくなり、はつきりして来る、あれの中には、職階法とは称しませんが、職務分析のない職階法でありますから、それで、世の中にあれがばあつと出て行きますときに、世の中の人、本当に職階法というものはあいてうものかと思つて非常に誤解を來しておるものでありますから、それで今度本

当の職階法を段々作つて行きます、職階法というものは、本當はこういうものだ、一つ／＼がしつかり研究したものでなければならぬということをこれから知らすわけでありまして、ただ、今の新給与に關するあの法律は本當の標本でありまして、その点からいふと、この二つの法律が將來合はると、非常になれより立派なものができ上るといふふうに考へております。

○千葉信君 只今の御答辭から考えられますことは、人事院としては職級明細書というものはまだ決定していませんし、なか／＼決めにくい。併し給与準則との関連において御答辭がありましたように、一つの職務に對する職務内容であるとか、責任の限界であるとか、そういう職務に對する一つの定義というものは、職階制に當嵌ますべき定義というものは、一応できるという御答辭であります。そう確認して差支ありませんか。

○政府委員(山下興家君) 給与準則に對する一級、二級というものの定義というものははつきり出すことができないと思ひます。但しそれによつて今度職級がどこに當嵌まつて行くかといふことは、一応職級は明細書によつて定まりますが、これは仕事の内容が變つたり何かいたしますと、職級明細書というものは次から次へと變つて行つて始終その状態に、現状に合はすように努力をして行くというわけでありまして。

○千葉信君 これは先のことですが、私共は今の職階制に關して非常に了解し難い事項として考へておる職階制そのものでないといふふうに考へられておる、この職階制における人事院の提案の仕方と同様な問題が今後給与準則

の問題に關連して出て来る虞があるといふので、非常に心配しておるわけですが、人事院では一体給与準則を出す場合に、どの程度その給与準則を、国会の承認を求める給与準則の範囲若しくは法律というものを考へられておるかこの点について伺ひます。

○政府委員(山下興家君) まだ全然構想は熟していませんから、私がここで明言するわけには行きませんが、私の知つておる範囲内においては、又私の信じておる範囲内においては、それは先刻申し上げたようにアメリカの職階法が給与準則と、それから職階が合はさつて丁度アメリカの職階法が成立つたといふことになると思ひます。そしてただその極くサンプルとしますところは、新給与実施に關するあの法律のようなものになる、あれよりも本格的なものではないけれども、大体あつたものだと考へ下されば結構であります。

○千葉信君 私がお尋ねしてゐるのは一応これは職階法といふものと、それから給与準則といふものは切離すものである、切離してゐるものであつてその給与準則をどのよう職階制によつて適用するかといふことが人事院の権限内のことであつて、給与準則も職階法もこれはもう国家公務員法の上に明らかに出ておられますように、法律に定められるか、或いは又その一部は、国会の承認を経て初めて實際に適用されるだけの效力を持つてゐるものになつて行くうちに、私共考へておられますは、特に給与準則の場合にありましては、国家公務員法の第六十三条に「職員の給与は、法律により定められる給与準則に基いてなされ、これに基かずには、い

かなる金錢又は有価物も支給せられることはできない」といふことになつておるし、更に第六十四条では「給与準則には、俸給表が規定されなければならない」といふ表現が言ひますと、第六十三条の第一項にあるところの如何なる金錢又は現物の給与としてはいいけない。そして更にこの給与準則に六十三条に言はれてゐるところの給与以外のものを支給した場合に、罰則の適用を受ける。こういう点から考へますと、私は給与準則といふものの中には、當然これは第六十四条による俸給表も附けられていなければならぬし、又六十五条による前条の俸給表の外、左の事項が規定されなければならぬ。そしてこの六十五条におけるところの第一号から第五号までの給与といふものも、明らかに俸給表の一部として国会に提出されなければならぬ。それなくしては第六十三条に違反した場合の罰則の適用といふことも問題になつて来るだろうと私は思ふので、従つてそういうことになりまして、と、これらの給与準則ができまして、そして國會の承認の上でこれを適用するといふ場合になりますと、當然その基本になりますのは第二十九條におけるところの職階制の問題になつて来るわけですが、この職階制の第二十九條の問題は、御承知のようにその第一項から第三項までの職階制そのものに對しては、たとえこれが法律による場合であつても、或いは又法律によらない承認案件であつても、第四項によれば當然これは國會の承認を受けなければならぬ、こういうことになつてゐるに拘わらず、現在出てゐるところのものはこの二十九條における第

の給与、職級を作るときの人間の数です。それは日本にしますという、千五百人必要なのです。ところができ上つてしまつてからはやはり千人について一人要るということになつておりますから、そうすると日本ではそれに準拠しますという、八百人くらいな人間が始終職能分析をしながらやつて行かなくてはならん。それはなぜせうであるか、それはどつちでもできることであるから、どちらでもできますが、沢山人がやつて一生懸命に研究をしている。そうして少しでも工合の悪いことは即座に直す。そうして又仕事がちよつとでも變つたら即座に直すというのには、立派な人間がやつて、そうして努力してやらなくてはならんの、これを国会の承認を求めるとか或いは法律に決められますと、これを悪くいたしますと、どんなにでも使えるのです。悪いということをちよつと申上げますと、こういうことができます。極く僅かな人間でやりましてとても手が届かんというときに、ああそうかといつてそれを調べるという、成る程そう変えるべきものだ、それはどうせ国会の承認を得なくてはいかんかから、まあこの次まで待つて呉れと言つて待たすわけです。一年一回に待たすということもできるが、そうするとそのときには何百という訂正を国会にはつと持ち込んで来るという、それの説明もできないというふうなことになつて、それを一回承認を得なかつたら、二年間公務員というものはまずい状態の下で働かなくてはならんということになつて、非常な不利益を公務員に与えるわけであります。それですからさういう法律によつて細かいところは決

めないで、それを人事院規則で直ぐ適応するように働かして行く、但しその全体については、国会なりそれからそこに働いておる従業員のいろ／＼な批判を仰いで、そうしてそのときそのときに順応して行くようにする。これはちよつと日本には余り例がないのでありますから、どうしてもそれだけの人間がなければできないものは却つて樂でありますけれども、人がなければそのまま働かしておいてもいいし、それからいよいよさばつてももう別に差支はないということ、その責任、不利益を全部公務員が負わなくては行かないというときに困るのでありますから、これは人事院規則で自由に働かして頂くことが公務員のためであるということを私は確信しておるわけです。

○千葉信君　只今の人事官の御答辯からいいますと、所要の人員が整つていればできるけれども、そういう千五百人とか或いは二千人とかそういう人員が揃つていないために、実際において仕事を取運び方が困難であるからこれはどうにもならない、こういう根拠から実際の問題を考慮して答辯されておるのであつて、法的な根拠に基いて、国会の承認をとるとかならないとかいうことは離れての御答辯のよう、に、私承つたわけですが、そう了解して差支ございませんか。

○政府委員(山下興家君)　それとは大變違ふのであります。私の思つておることは、アメリカで一遍職階法が綺麗にでき上つてから後でも、いつでもそれだけの、千人に對して一人の人間を以てやつておるといふことは、公務員のそのときそのときの情勢に合うようにするために必要なのである。若しも

これがですね、忬氣に公務員のことを余り心配なしにやるのだつたら、それを千人の代りに百人でも沢山だと思ふのです。そうしておいてですね、まあ法律で決まつたのだから仕方がない、我慢しろと昔からの日本のやり方で行けばですね、もう一遍さつとやつておいたら、もうそのままとにかく何年か先の今度の法律改正のときまで我慢しろということもできるのです。それだけでもそうしたくないのです。それは始終動いておるといふことが必要條件でありますから、それで人間も沢山要るだらう、それからして、それは法律によつて決めないで、そのときそのときに動かすように人事院としてもしなくちやならんだらう、そう申したくわけでありまして、口実を与える虞れがあるのです。僅かな人間でやるからして、まあ年に一遍国会で出せばいいのだから、これでこんなところでよからうといふことになる虞れがあるから、我々は非常に自慙して行かなければいけないと、こういうふうに考えております。

○千葉信君 私が一番心配しておりますことは、勿論今山下人事官が言われましたように、現在の人事院の体制そのものを以ては、相当この職階制を隅から隅まで決定したり、或いは又その変更に対して常に適切な処置を講ずるといふことについては、これは一応人事院における全体の構成から言つても、或いは又人員から言つても相当至難な点があるんだということは、私共十分考えられる点ではございますが、併し私が問題にしたいことは、たとえそういう事情があるにいたしましても、或いは又實際上どのような困難な

見通しにあるといたしましたが、私は問題にしなければならないのはそういう点ではなく、今申上げましたように職階制そのもの、それからその職階制の基礎に基いて、給与が給与準則として決定されて、それが実際に運用されて行くということになりますと、職階制を作るといふことの根本的な目的というのは、この職階制の第一条にもありますように、「官職の分類の原則及び公務の民主的且つ能率的な運営を促進することを目的とする。」この分類の原則云々は抜きにいたしましたが、能率的な、或いは又民主的な運営をすることを目的とするという、この目的を達するものはやはり公務員の給与が根本においては如何にあるべきかということが、これが非常な重大な問題になつて来る。従つて給与というものが適切に支給されるということが、常に適切に行われるということが、これが公務の民主的な且つ能率的な運営を促進するゆえんであると、こういうことを考えますという、私はこの職階制そのものの公務員局その関連するところは、この給与準則の給与を如何にするかというもの、これが結に關連して来る問題だと、こういうふうな考えますと、先程から申上げてゐるような給与準則の方面においては今人事官から答辯がありました、これに俸給表なり、或いは六十五条における一切の給与というものが、給与準則の一部として当然これは国会に法律として出され、或いは又国会の承認を求めることになつておる筈でございますして、従つてそういうものを適用する場合に、その基礎となるところの職階制そのものは、それではどうな

つていふかと言いますと、第二十九条にありまして、その第三項の後段においても、「同一の幅の俸給が支給されるように、官職の分類整理がなされなければならない。」更に第四項において、「前三項に関する計画は、この法律の実施前に国会に提出して、その承認を得なければならない。この場合に計画という言葉が原則的なものであつたり、或いは又基本的なものであつたりすると仮にいたした場合でありまして、第三項にありまするうちに、同一の幅の俸給というものが支給されるように分類、整理がなされなければならない。分類、整理をなされたところの計画でなければならないということが、明らかにこの条文からも出て来る筈だと私は考えるのですが、これに対しては山下人事官は二十九条の第二項、第三項をどういふふうにお考えになつておられるか。私は第二十九条の三項は明らかに職級明細書であるといふふうな私は確信しておるのですが、これに對しては如何でございましょうか。

○政府委員(山下興家君) この計画は私共はこう思つております。この新給与実施に関するあの法律それ自身が計画である。それでそれは国会に提出して承認を得ておるものであるということであるのでありまして、ただそれが誤り伝えられまして、政府の職階による給与というものはあの法律でもう済んだのだという感じを与えられておりますから、それで民間ではその職階担当官というものが非常に少くてそうして好加減にさつと分類する處れが多分にある。そう簡単にやつてもできる、非常に細かくやつてもできることである、簡単にやるときにはどうなるかと

いうと、非常に上の人の主観が混入の
でありますから、決して適合したもの
ができ上つて来ない。それで日本で職
階制というものが非常に不評判なの
は、実はそれが非常に影響を起してい
ないか知らんと思つて心配してゐるの
であります。これは相当沢山人が職
階、職務の分析に當りまして、将来と
もすつかり一つそれを研究して、専門
に研究して行きますから、その心配は
なく、又世の中にも本当に職階法とい
うものはこういうものだということ
を理解して頂くときがあるだろうと、そ
う思つております。

○千葉信君 今の山下人事官の御答弁
は、私のお尋ねしておることと少し違
うように思ふのですが、私の質問して
おる結論から言いますと、主要な点と
いうのは、この公務員法の二十九条の
第三項並びに第四項の解釈から言いま
す、第三項の点については、これは
法律による、よらないは抜きにしても、
この点はつきりとこれは職級に對
する分類なりということが明瞭でござ
いますし、そして又更にその次の条
項では、これは国会の承認を求むる云
々ということになつておるが、これに
對してはどういうふうにお考えになつ
ておるのかというのが、私の質問の要
点なんです。

○政府委員(山下農家君) この第三項
は職階制の目的を現わしておるのであ
りまして、職階制というものはかくか
くしくなくやらんものかという、こ
れは職階制それ自身の定義であらうと
思ふのであります。併しそれはでき上
つた職階制であるのか、又はそれを職
階制はこういうふうにするというその
基礎的、抽象的のものと、両方ともが

職階制と呼ばれておりますから、少し
混雜するわけでありまして、この第五
項においてそれはつきりしておるの
であります。これは法律第四十六号と
いうものは、こういうような計画であ
るのだということがはつきりしておる
わけでありまして。そうして若しもこれ
が全部の法律をここに過ぎなくちやな
らんとすることになりますと、それは
国会でそのお決めにならばいたし方は
ありませんが、これは職階法は殆んど
本當に働かない、それが非常な不利益
を公務員に与えるものというのを恐
れるわけですね。そうして又外国でもそ
ういうことをやつておるところはな
い。若しも日本でやるのであつたら、
これはもう非常に職階担当官の数とい
うものはうんと少くするとか、或いは
もうそういうようなものがなくて、今
度は国会で改正しなくちやならんとい
うときに、ばつと人を集めて、研究し
て、ばつとそれを出してしまへば、あ
とはもう知らん顔してゐるといつても
それでできるわけですね。併しそれで
は不親切です。沢山人間が毎日それ
を専門として一生をそれに捧けてや
らなくちやいかん。片手間では決してこ
の職階、職務の分析というものはでき
ないものである。そう思つておりま
す。

○委員長(中井光次君) それではこの
程度で散会いたします。
午後二時四十一分散会
出席者は左の通り。
委員長 中井 光次君
理事 小串 清一君
委員 宇都宮 登君

四月二十一日日本委員会に左の事件を付
託された。
一、公務員の地域給改訂に関する請願
(第一九五一号)
一、労働基準行政職員に特別号俸適用
の請願(第一二一六号)
一、公共職業安定所職員の給与改善に
関する請願(第一二一八号)
一、公務員の給与ベース改訂に関する
請願(第一二二八号)
一、国立研究機関の研究公務員に職階
法等特別設定の陳情(第三七九号)

川村 松助君
松嶋 喜作君
千葉 信君
岩男 仁蔵君
山下 興家君
瀧本 忠男君
人事院事務官
(給与局長)
人事院事務官
(法制局長)
岡部 史郎君

ており、ことに福岡県の如きは生産消
費の両面において他府県とは事情を異
にしているの、地域給の改訂による
実質賃金の向上が要望されている実情
であるから、地域給の改訂に當つて
は、さらに調査対象を拡大し、継続調
査に主眼を置かれて、支給率の適正公
平を期せられたいとの請願。
第二〇一六号 昭和二十五年四月十
日受理
労働基準行政職員に特別号俸適用の請
願
請願者 東京都港区芝田町二ノ一
三全基準労働組合内 城千尋
紹介議員 原虎一君
最近における産業経済界の変動の影響
を受けて、労働基準法違反は増加の傾
向を示し、これに伴い労働基準行政職
員の職務も過重とされているが、現行の
給与ベースおよび少ない定員のため職
務遂行に多くの障害を与えているか
ら、危険、衣服消耗、時間外勤務等が
特殊な条件にある労働基準行政職員の
立場を考慮の上、税務職員、警察職員
同様特別号俸を適用せられたいとの請
願。
第二〇二八号 昭和二十五年四月十
一日受理
公務員の給与ベース改訂に関する請願
請願者 大阪市東区大手前之町全
国特別調達庁職員労働組合大阪
支部内 佐伯修之助外一千二百三
十一名
紹介議員 中野重治君
一昨年十二月から実施された公務員の
六千三百円ベースは、今日では生活費
や民間給与との間にいちじるしい不均
衡を生じているから、早急に九千七百
円ベースに改訂せられたいとの請願。
第三七九号 昭和二十五年四月六日
受理
国立研究機関の研究公務員に職階法等
特別設定の陳情
陳情者 東京都台東区上野公園日
本学術会議会内 亀山直人
政府はさきに国家公務員法を制定し、
さらに今度国家公務員の職階制に關す
る法律を提出し、これらの規定を広範
圍の国家公務員に適用しようとしてい
る。しかるにわが国の科学技術振興に
直接從事している研究機関の公務員の
特殊な立場を職能を無視してこれらの

第一九五一号 昭和二十五年四月五
日受理
公務員の地域給改訂に関する請願
請願者 東京都庁自治労働内 浅
羽富造
紹介議員 木下源吾君 吉田法晴
君
今回事業が国家公務員法に基いて行
つた公務員の給与ベース改訂の勧告中
に含まれてゐる勤務地手当支給割合
は、昨年五月全国的に行われた物価指
数調査を基礎として決定されたもので
あるが、各地方の特異性により主要食
糧やその他の日常必需品の需要供給関
係も異り、物価面も相当の開きを生じ

第二〇一八号 昭和二十五年四月十
日受理
公共職業安定所職員の給与改善に關す
る請願
請願者 東京都千代田区代官町一
ノ二全国公共職業安定所労働組
合内 熊川広衛
紹介議員 原虎一君
公共職業安定所の業務は、最近失業者
の激増に伴い飛躍的に増大している
が、定員法の制定以来職員数は従来通

りのため、職務過重となり、職場から
脱落する者が続出している。加えて最
近における失業者群の暴力的行動はま
すます職員を不安に陥れているから、
この際職員の志気をそを防止するた
め、(一)公共職業安定所職員の定員を
増加すること、(二)特別号俸給表の適
用、調整額表の制定等給与を改善する
こと、(三)旅費および超過勤務手当を
増額すること等の処置を採られたいと
の請願。
第二〇二八号 昭和二十五年四月十
一日受理
公務員の給与ベース改訂に関する請願
請願者 大阪市東区大手前之町全
国特別調達庁職員労働組合大阪
支部内 佐伯修之助外一千二百三
十一名
紹介議員 中野重治君
一昨年十二月から実施された公務員の
六千三百円ベースは、今日では生活費
や民間給与との間にいちじるしい不均
衡を生じているから、早急に九千七百
円ベースに改訂せられたいとの請願。
第三七九号 昭和二十五年四月六日
受理
国立研究機関の研究公務員に職階法等
特別設定の陳情
陳情者 東京都台東区上野公園日
本学術会議会内 亀山直人
政府はさきに国家公務員法を制定し、
さらに今度国家公務員の職階制に關す
る法律を提出し、これらの規定を広範
圍の国家公務員に適用しようとしてい
る。しかるにわが国の科学技術振興に
直接從事している研究機関の公務員の
特殊な立場を職能を無視してこれらの

規定を一律に適用することは、研究成果の促進をはばみ、将来の研究に悪影響を及ぼすから、研究公務員の特殊な立場と職能を考慮の上、国立研究機関の研究公務員に職階法案の特例を設定せられたいとの陳情。